

# 青森県報

第五百四十二号

令和四年  
十一月二十八日  
(月曜日)

## 目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 險 課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………( 同 ) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

## 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青地 局) ……二
- 右 同……………(県南地 局) ……二
- 右 同……………(上北地 局) ……二
- 右 同……………(下北地 局) ……三
- 右 同……………(県民局) ……三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部 会計課) ……三

## 告 示

青森県告示第六百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ノーサイド	弘前市大字中野 一丁目九の一	特定福祉 用具販売	あおぞら	弘前市大字中野 一丁目九の一	令和 四・三・一
名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	名 称	居宅サ ビス事業を行う 所 在 地	指 定 年 月 日
指定居宅サービス事業者					

青森県告示第六百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ノーサイド	弘前市大字中野 一丁目九の一	介護予防 用具貸与	あおぞら	弘前市大字中野 一丁目九の一	令和 四・三・一
名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの 種類	名 称	介 護 予 防 サ ビス事業を 行 う 所 在 地	指 定 年 月 日
指定介護予防サービス事業者					

青森県告示第六百二十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

弘前支店  
張所

弘前市大字樋の口二丁目

及び

下組町支店

八戸市柏崎五丁目

を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社東日本グラウト工業
- 二 代表者の氏名 森勝律
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字桜川七七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二二四九四号
- 五 取消年月日 令和四年十月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年八月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 弘前リフォームサービス
- 二 氏名 宮川利明
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大町二丁目九の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六七一六号
- 五 取消年月日 令和四年十月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年十月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アイテック
- 二 代表者の氏名 相坂正雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町一川目四丁目一二七の一二五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第一七六五七号
- 五 取消年月日 令和四年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 伊藤工務店
- 二 氏名 伊藤光雄
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大曲二丁目六の三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一四七六五号
- 五 取消年月日 令和四年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年十一月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
男性警察官用夏制帽ほか 総数四千四百二十二点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
指名競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和四年十一月十四日
- 五 落札者の名称及び住所  
有限会社城栄産業  
弘前市大字神田五丁目五の一
- 六 落札金額  
四千二百五十五万七千七百四十円
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和四年九月二十六日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円